

全国森林計画の変更案について(概要)

平成23年5月
林野庁

変更計画の主な計画内容（1）

計画事項	主な計画内容
I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握 • 「流域」を基本的な単位として、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の高度発揮を図るための適切な森林施業や、林道等路網の整備、保安林制度の適切な運用、森林の保護等を推進 • 森林の有する機能ごとに整備及び保全の基本的な方針を記載（第1表）
2 森林整備及び保全の目標	<ul style="list-style-type: none"> • 4 4 広域流域別に森林の整備及び保全に当たっての留意事項を記載。なお、馬淵川、閉伊川、北上川、阿武隈川の各広域流域について、東日本大震災対策を記載 • 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林の状態を提示（別添1参照）

変更計画の主な計画内容（２）

計画事項	主な計画内容
Ⅱ 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の生物多様性の保全の観点から、営巣木等として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種を保残 (1) 立木竹の伐採（間伐を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保 ・ 伐採対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安に選定 ・ 伐採後の更新が天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮 ・ 林地の保全、寒風害等の被害防止、生物多様性保全等のための必要がある場合は、保護樹帯を設置 ・ 主伐量を計画（別添２参照） ア 皆伐 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的な配置に配慮 イ 択伐 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により実施 (2) 間伐 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返し実施 ・ 特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意 ・ 間伐量を計画（別添２参照）

変更計画の主な計画内容（3）

計画事項	主な計画内容
<p>1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項</p>	<p>(3) 造林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更新すべき期間内に造林を実施 ・ 伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急に更新 ・ 造林量を計画（別添2参照） <p>ア 人工造林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林等で実施 ・ 適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、自然的条件に適合した樹種を選定 ・ 伐採終了後おおむね2年以内に、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽 <p>イ 天然更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然的条件等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において実施 ・ それぞれの森林の状況に応じて、地表処理等の天然更新補助作業を実施 ・ ぼう芽更新による場合は、必要に応じ、芽かき又は植込みを実施 <p>(4) 保育</p> <p>ア 下刈り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植生の繁茂等に応じた適切な時期及び作業方法により実施 ・ 実施時期は目的樹種の生育状況等により判断 <p>イ 除伐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の状況に応じて適時適切に実施 ・ 目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成

変更計画の主な計画内容（４）

計画事項	主な計画内容
<p>2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p>	<p>(1) 公益的機能別施業森林等の設定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養機能等の公益的機能を高度発揮する森林の区域設定（第1表に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を対象） ・ 木材等生産機能の維持増進を図る区域の考え方を提示 ・ 公益的機能別施業森林の区域及び木材等生産機能の維持増進を図る区域は、公益的機能の発揮に支障がない範囲において重複を認める <p>(2) 公益的機能別森林施業等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益的機能別森林施業は、市町村森林整備計画又は国有林の地域別の森林計画で公益的機能別施業森林ごとに定める ・ 木材等生産機能の維持増進を図る区域での森林整備の考え方を提示
<p>3 林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項</p>	<p>(1) 林道等路網の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、林道、林業専用道、森林作業道からなる路網を整備 ・ 路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応するため、路網整備の水準を目安として提示 ・ 林道の開設量を計画（別添2参照） ・ 林道の開設に当たっては、森林の利用形態等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択 ・ 森林施業の優先度に応じた整備を推進 <p>(2) 搬出の方法を特定する森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがある森林について、搬出の方法を特定

変更計画の主な計画内容（5）

計画事項	主な計画内容
<p>4 森林施業の合理化に関する事項</p>	<p>(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者への働きかけ、情報の提供、地域協議会の開催等を行い、施業の長期委託を進めるとともに、林業経営の委託を目指す ・ 施業実施協定の締結等により森林施業の共同化を推進 <p>(2) 林業に従事する者の養成及び確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能・技術の取得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援、林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化等を促進 <p>(3) 作業システムの高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の効率化や労働災害の減少に資する高性能林業機械を導入 ・ 作業システムを効率的に展開できる技術者を計画的に養成 ・ 高性能林業機械の共同利用組織の設立等の取組を推進 ・ 林業機械の導入に当たっては、低コスト・高効率な作業システムに対応するため、路網整備の水準を目安に林道及び森林作業道を整備 <p>(4) 流通・加工体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材の安定取引関係の確立等による需要者ニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品の安定的供給体制の整備 ・ 合法証明がなされた木材利用の普及

変更計画の主な計画内容（6）

計画事項	主な計画内容
Ⅲ 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の形質の変更に当たって適正な保全と利用との調整等や、土石の切取、盛土等を行う場合の自然的条件、地域の土地利用等を総合的に勘案した実施地区の選定等を適切に実施
2 保安施設に関する事項	<p>(1) 保安林の配備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進 ・ 保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を提示（別添2参照） <p>(2) 特定保安林の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、一定の要件を満たす森林について、特定保安林の指定及び間伐等の施業を計画的に推進し、目的に即した機能を確保 <p>(3) 治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な事業の実施を必要とする荒廃地等を対象に、保安林の整備及び治山施設の整備を推進 ・ 治山事業の計画量を提示（別添2参照） <p>(4) その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林の適切な管理を確保するために必要なその他事項を記載
3 森林の保護等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除 ・ 野生鳥獣による森林被害対策のため、捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動を実施 ・ 山火事等の森林被害を未然防止するための森林巡視の実施、防火線等の整備の推進

変更計画の主な計画内容（7）

計画事項	主な計画内容
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の設定の方針	<ul style="list-style-type: none"> 保健文化機能の高い森林について、その保健機能の高度発揮を図るため、地域の実情、利用者の意向等から、森林保健施設の整備が見込まれる森林について設定
2 保健機能森林の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> 保健機能森林の施業については、施設の設置に伴う水源の涵養、国土の保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な施業を積極的に実施
3 その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 保健機能森林の管理及び運営に当たっては、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意

○森林整備及び保全の目標

区分	現況 (H19.3.31)	計画期末 (H36.3.31)	
		現行計画	変更計画
育成単層林面積（千ha）	10,312	10,213	10,163
育成複層林面積（千ha）	955	1,593	1,625
天然生林（千ha）	13,830	13,291	13,309
森林蓄積（m ³ /ha）	177	208	208

○ 伐採立木材積

（単位：万m³,千ha）

区 分	現行計画	変更計画
総 数	62,708	69,019
主 伐	22,177	29,318
間 伐	40,532	39,701
間伐面積(参考)	—	7,795

○ 造林面積

（単位：千ha）

区 分	現行計画	変更計画
人工造林	700	856
天然更新	871	872

○ 林道開設量

（単位：千km）

区 分	現行計画	変更計画※
林道開設量	33.7	91.0

※ 変更計画の計画量は、丈夫で簡易な道として新たに規格を創設した「林業専用道」も加えたものである。

○ 保安林配備

（単位：千ha）

区 分	現行計画	変更計画
総 数	12,689.1	12,813.0
水源涵養のための保安林	9,555.1	9,677.4
災害防備のための保安林	3,068.9	3,070.2
保健、風致の保存等のための保安林	856.3	856.4

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計と合致しない

○ 治山事業

（単位：百地区）

区 分	現行計画	変更計画
治山事業 施工地区数	311.1	311.1